



平成 25 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 シ ー テ ィ ー エ ス
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 横 島 泰 蔵
(J A S D A Q ・ コ ー ド 4 3 4 5)
問合せ先 執行役員 管理部長 佐 藤 真 一
(TEL. 0268-26-3700)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年 5 月17日開催の取締役会において、定款一部変更に関する議案を平成25年 6 月14日開催予定の第23回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開及び内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条(目的)につきまして事業目的を追加並びに記載順序等を変更するものであります。
- (2) 社外取締役及び社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条の規定に基づき、定款に第 26 条（社外取締役の責任限定契約）及び第 34 条（社外監査役の責任限定契約）を新設するものであります。なお、第 26 条の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は【別紙】のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 25 年 6 月 14 日
定款変更の効力発生日	平成 25 年 6 月 14 日

【別 紙】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条【条文省略】 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 測量機械器具、土木試験機、電気計測機、製図機器、事務用機械器具、電子計算機、気象観測機械、事務用品、家具、家庭用電気製品、建設用機械、<u>プレハブハウス</u>、工事用車両の販売、賃貸、保守、修理 【現行定款を変更】 (2) <u>プレハブハウスの製造</u> 【現行定款第11号より移動】 (3) <u>一般労働者派遣業</u> 【一部は現行定款第1号より移動】 (4) <u>地図の印刷</u> 【新設】 (5) 道路交通安全施設の設置工事 【新設】 (6) 土木建築工事業 【新設】 (7) 電気工事業および電気通信工事業 【現行定款第2号より移動】 (8) 損害保険代理業 【一部は現行定款第1号より移動】 (9) 広告および宣伝業 【新設】 (10) <u>印刷業</u> 【現行定款第5号より移動】	第1条【現行どおり】 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 【一部は変更案第3号および第8号へ移動、一部は削除】 (1) <u>デジタル複合機ならびに同関連機材・部材・用品、電子計算機、電子機器および部品、事務用機械器具、事務用品の販売、賃貸、保守管理、修理</u> 【変更案第7号へ移動】 (2) <u>コンピュータソフトウェアの開発および関連機材の製作、販売、賃貸、保守管理</u> 【変更案第15号へ移動、一部は削除】 (3) <u>測量機械器具、土木試験機、電気計測器、気象観測機器、車両および車両掲載計測機器、製図機器の販売、賃貸、保守管理、修理</u> 【削除】 (4) <u>測定の請負ならびに地理空間情報、写真情報の取得、解析、活用および販売</u> 【変更案第10号へ移動】 (5) <u>測量・調査・設計などに関する機器、材料の販売、賃貸</u> 【変更案第11号へ移動】 (6) <u>前記各号に係るコンサルティング業務</u> 【変更案第12号へ移動】 (7) <u>プレハブハウスの製造、販売、賃貸、保守管理、修理</u> 【変更案第13号へ移動】 (8) <u>空調冷熱機器、家具、家庭用電気製品、建設用機械、工事用車両の販売、賃貸、保守管理、修理</u> 【変更案第14号へ移動】 (9) 自動車運送業 【削除】 (10) 道路交通安全施設の設置工事

現行定款	変更案
(11) コンピュータソフトの開発および関連機材の製作、販売、賃貸 【現行定款第6号より移動】 (12) 前記各号に附帯する一切の業務 【現行定款第7号より移動】 【号数の新設および現行定款第8号より移動】 【号数の新設および現行定款第9号より移動】 【号数の新設および現行定款第3号より移動】 【号数の新設および現行定款第12号より移動】 第3条～第25条 【条文省略】 【新設】 第26条～第32条 【条文省略】 【新設】 第33条～第39条 【条文省略】	【変更案第2号へ移動、一部は削除】 (11) 土木建築工事業 【変更案第16号へ移動】 (12) 電気工事業および電気通信工事業 (13) 損害保険代理業 (14) 広告および宣伝業 (15) 労働者派遣事業 (16) 前記各号に附帯する一切の業務 第3条～第25条 【現行どおり】 (社外取締役の責任限定契約) 第26条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 第27条～第33条 【現行どおり】 (社外監査役の責任限定契約) 第34条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 第35条～第41条 【現行どおり】

以上